

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年1月17日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社チトセア投資
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区八丁堀二丁目10番9号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀二丁目10番9号
【電話番号】	03-3523-7455
【事務連絡者氏名】	山口雄平
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社チトセア投資 (東京都中央区八丁堀二丁目10番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社チトセア投資をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ユニゾホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注6) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づく財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注8) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者及び対象者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及び対象者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注9) 公開買付者、対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらずに買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

対象者から令和2年1月14日付で臨時報告書が提出されたことに伴い、令和元年12月24日付けで提出いたしました公開買付届出書(令和元年12月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

臨時報告書

6 その他

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づき、臨時報告書を令和元年(2019年)12月24日に関東財務局長に提出

(訂正後)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づき、臨時報告書を令和元年(2019年)12月24日に関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を令和2年(2020年)1月14日に関東財務局長に提出

6 【その他】

(訂正前)

(1) 2020年3月期(第43期)配当予想の修正及び株主優待の取り扱い

対象者は、令和元年(2019年)12月22日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、対象者が平成31年(2019年)4月16日に公表した令和2年3月期(第43期)配当予想を修正し、令和2年(2020年)3月期中間配当及び期末配当を行わないこと、並びに令和2年(2020年)3月末以降の日を基準日とする株主優待の贈呈を実施しないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が令和元年(2019年)12月22日に公表した「令和2年(2020年)3月期(第43期)配当予想の修正及び株主優待の取り扱いに関するお知らせ(中間配当、期末配当及び株主優待の実施にかかる条件の変更)」をご参照ください。

(訂正後)

(1) 2020年3月期(第43期)配当予想の修正及び株主優待の取り扱い

対象者は、令和元年(2019年)12月22日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、対象者が平成31年(2019年)4月16日に公表した令和2年3月期(第43期)配当予想を修正し、令和2年(2020年)3月期中間配当及び期末配当を行わないこと、並びに令和2年(2020年)3月末以降の日を基準日とする株主優待の贈呈を実施しないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が令和元年(2019年)12月22日に公表した「令和2年(2020年)3月期(第43期)配当予想の修正及び株主優待の取り扱いに関するお知らせ(中間配当、期末配当及び株主優待の実施にかかる条件の変更)」をご参照ください。

(2) 臨時報告書の提出

対象者は、令和2年(2020年)1月14日付で「主要株主の異動に関するお知らせ」を公表し、同日付で臨時報告書を関東財務局長に提出しています。当該臨時報告書の内容は以下のとおりです(以下抜粋)。なお、以下の文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの

エリオット・インターナショナル・エルピー(Elliott International, L.P.)

(その他の共同保有者)

エリオット・インターナショナル・キャピタル・アドバイザーズ・インク(Elliott International Capital Advisors Inc.)

ザ・リバプール・リミテッド・パートナーシップ(The Liverpool Limited Partnership)

主要株主となるもの

エリオット・インベストメント・マネージメント・エルピー(Elliott Investment Management L.P.)

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

エリオット・インターナショナル・エルピー(Elliott International, L.P.)及びその共同保有者

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	44,956個	13.14%
異動後	0個	0%

エリオット・インベストメント・マネージメント・エルピー(Elliott Investment Management L.P.)

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	0個	0%
異動後	44,956個	13.14%

(注) 1. 「総株主等の議決権に対する割合」は、令和元年(2019年)9月30日現在の当社の発行済株式総数(34,220,700株)から、令和元年(2019年)9月30日現在の当社の自己株式数(574株)を控除した株式数(34,220,126株)に係る議決権の数(342,201個)を分母としております。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数第三位を四捨五入しております。

3. 当該主要株主の議決権数は、エリオット・インターナショナル・エルピー及びその共同保有者に係る異動前については令和元年(2019年)9月25日付、異動後については令和2年(2020年)1月10日付でそれぞれ当該主要株主より提出された大量保有報告書(変更報告書)に基づいて記載しており、また、エリオット・インベストメント・マネージメント・エルピーに係る異動前及び異動後については令和2年(2020年)1月10日付で当該主要株主より提出された大量保有報告書に基づいて記載しており、当社として当該主要株主名義の実質所有株式数及び所有議決権数の確認ができたものではありません。

(3) 当該異動の年月日

令和2年(2020年)1月1日

(4) その他の事項

当該異動の経緯

令和2年(2020年)1月10日付で、エリオット・インターナショナル・エルピー及びその共同保有者の連名による大量保有報告書に係る変更報告書(No.8)、並びに、エリオット・インベストメント・マネージメント・エルピーによる大量保有報告書が関東財務局長に提出されたことにより、当社は主要株主の異動を確認いたしました。

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	32,062百万円
発行済株式総数 普通株式	34,220,700株